

令和5年度事業計画

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

公益社団法人 石川県バス協会

はじめに

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、持ち直しの動きが出ているものの、業種による格差が顕著となっています。

バス事業については3年を経過した新型コロナ対策の人流抑制等による甚大な影響、更にウクライナ情勢等による燃料価格の高騰等により、危機的状況が続いています。

また、新型コロナウイルス感染症がこの3月からマスク着脱の規制が個々の対応となり、5月には2類から5類へ変更されたことにより、外出抑制等が大幅に緩和され、今後の人流の活発化が期待されます。

まず、乗合バス事業で、金沢地区は北陸新幹線金沢駅開業から堅調に推移してきたが、コロナ禍による利用者の減少等で収支状況は大幅な赤字となり、それ以外の地区も過疎化の進展、外出自粛等の影響により、すべての事業者が赤字を計上する大変厳しい状況となっています。また、高速バス、空港アクセスバスもそれぞれ利用者が大幅に減少し、路線の廃止等余儀なくされてします。

このため、バス利用者の行動変容等によりコロナ禍前の8割程度しか戻らないことが想定され、一層の経営合理化を進めるとともに、利用者負担となる運賃改定等により経営改善が必要となります。

一方、貸切バス事業についても、コロナ禍で需要のほとんどが消失する状況のもと、人流抑制の緩和や国の進める全国旅行支援の継続により一部回復の兆しが見られる。今後、観光需要が増大することが予想される中で、コロナ禍のバス車両数の減少や運転者不足により需要過多の状況が危惧されます。

また、バス業界は慢性的な運転者不足の課題を抱え、運転者確保の取組みを進めるとともに、「2024 労働問題」と言われている働き方改革への対応に引き続き取り組むことが求められます。加えて、バリアフリー対策を進めるほか、IT技術活用による、MaaSや自動運転に関する取組み、カーボンニュートラルに向けたEVバス導入の取組みを推進していく必要があります。

このような中で、当協会は、公益目的事業を通じて、社会的責任を果たすべく地域住民の生活の足並びに社会インフラとして、必要不可欠な公共交通機関であるバス輸送を振興するため、バス輸送の安全の確保、人と環境にやさしいバス普及のための調査、研究、助成等を実施します。

とりわけ、バス事業にとって最重要課題である安全の確保については、新たなバス事業における総合安全プラン2025に沿って事故防止に一層取り組むことが求められており、日本バス協会と協調して安全・安心な輸送サービスの提供に努めます。

このため、令和5年度は、次の各事項を重点に会員事業者とともにバス事業を巡るこれらの情勢や諸課題に対処し、バス事業の発展を図ることとします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症収束後のバス事業の対応

新型コロナウイルス感染症はバス事業に深刻な影響を与えていますが、感染症法上2類から季節性インフルエンザと同じ5類にこの5月から変更されることにより、手洗いや3密対策は継続されるものの、大幅に人流規制が解除されます。

そのような中で、乗合バス事業は、利用者の行動変容、リモートワーク等を考えると、コロナ禍前の8割程度しか戻らないことが想定され、今後も公共交通としての役割を果たしていくためには、一層の経営合理化を進めるとともに、利用者の負担増となる運賃

改定等や国や地方公共団体の支援措置を求めながら、経営改善していく必要があります。

また、貸切バス事業は、コロナ禍で需要のほとんどが消失する状況から、現在、人流抑制の緩和や国の進める全国旅行支援の継続により、約60%まで回復しています。今後、観光需要が増大することが予想される中で、コロナ禍のバス車両数の減少や運転者不足により需要過多の状況が危惧されます。

なお、経営安定化のためにも運賃料金の見直しが必要であり、現在国土交通省及び日本バス協会での検討が進められています。

また、全国旅行支援には、貸切バス用の団体支援割が設けられていることから、旅行業や自治体等との協働で企画ツアー等の創出・活用していくことが必要です。

2. バス事業関係予算・税制等への対応

- (1) 過疎化の進展の中で、地域公共交通活性化再生法等に基づき地域交通のあり方について地方公共団体と連携した取り組みが進められ、過疎路線の維持のため国や地方公共団体の支援措置が不可欠であることから、必要な支援の要望等に取り組みます。

今後も乗合バス事業が引き続き地域公共交通の中で重要な役割を果たし、路線の維持や再編等が円滑に進み地域の期待に応えられるよう、日本バス協会と協調して取り組みます。

- (2) バス運賃については、賃金等の労働条件の改善が適切に反映できるよう、日本バス協会も参画して国土交通省で制度改正されました。このほかバス利用促進のための各種運賃制度導入に関する情報を収集及び提供に努めます。
- (3) バス関係予算・税制について、令和4年度・5年度予算の活用を図るとともに、日本バス協会と協調して取組を進めます。

- ① 燃料価格高騰対策に係るバス事業者への支援が、十分行き届くよう国・地方公共団体へ要望していきます。

- ② 地域公共交通確保維持改善事業の予算の拡充、補助制度の見直し改善を国・地方公共団体へ要望していきます。また、インバウンド振興並びに観光バス需要の拡大について観光庁・地方公共団体へ要望していきます。

- ③ カーボンニュートラルに向けたバスに係る環境対策では、衝突被害軽減ブレーキ装着促進等安全対策予算の確保等要望していきます。併せて、EVバス導入に係る大幅支援を要望していきます。

今後も日本バス協会とともに他の自動車関係団体と適時協調して、安全対策予算の大幅充実や営合格差等現行税制特例の堅持等関係税制の負担軽減措置が図られるように適切に対応していきます。

3. 環境対策の推進

- (1) 地球温暖化ガスの削減及び大気環境の改善に資するため、日本バス協会とともに次の諸活動を行います。

- ① 日本バス協会が策定した「バス事業における低炭素社会実行計画」に基づく諸対策や「バスの環境対策を強化する月間」の実施による自動車点検整備推進運動、エコドライブ運動を推進していきます。

- ② バス事業のグリーン経営認証制度やISO14001の普及に努めるとともに、「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に向けた情報収集及び周知を行います。

- ③ 環境にやさしいバス・安全なバスへの代替促進のため、日本バス協会と協調助成を行います。

- ④ EVバスの積極的な導入に向けて、国等に大幅支援を日本バス協会とともに要望していきます。

- (2) 石川県内の次の諸活動に積極的に参画しています。

- ① 石川県からの「全国不正軽油撲滅強化」及び国土交通省からの「不正改造車排除強化」に対する広報活動等に積極的に協力します。
- ② カーボンニュートラル推進のため、石川県の「いしかわカーボンニュートラル県民推進会議」や小松空港の「小松空港脱炭素化推進会議」に積極的に参画していきます。

4. 交通バリアフリー対策の推進

- (1) バリアフリー法が一部改正施行され、公共交通事業者にはこれまでもハード面に加え、障害者に対する介助支援や職員への教育等のソフト対策にも取り組んでいるところですが、路線バスにおいてはノンステップバスの導入率を80%に引き上げられるとともに、小松空港へのアクセスバス車両はリフト・エレベーター付きバス等による系統の50%運行する目標が定められ、貸切バスも対象となり、リフト・エレベーター付きバスを導入する場合は、バリアフリー基準に適合した車両の導入が義務化されており、円滑に実施できるよう周知に努めます。
なお、石川県においては収支効率の点からリフト・エレベーター付きバスの導入が極小であることから、導入に当たって国、県等へ支援措置を要望していきます。
- (2) 「移動円滑化基準」に適合した人にやさしいバスへの代替促進を図るべく日本バス協会と協調助成を実施するとともに、普及促進に努めます。
- (3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づく、障害者差別解消関係協議会に参画するなど普及啓発に努めます。

5. 安全輸送対策の推進

- (1) 国の「事業用自動車総合安全プラン 2025」に基づき日本バス協会が策定した「バス事業における総合安全プラン 2025」に関する各種安全対策について、委員会等を開催し情報提供に努めるとともに、関係安全対策会議に参画し事故防止の取り組みを推進します。
- (2) 軽井沢スキーバス事故のような悲惨な事故を二度と起こさないためにも、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に関する各種通達やガイドライン等の取り組みを徹底するよう継続周知に努めます。
- (3) 運輸安全マネジメント制度における各種セミナー・講習会等について、情報提供に努めるとともに、受講に対する助成を実施します。
- (4) 日本バス協会の「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、飲酒運転防止のための万全の対策がとられるよう引続き周知徹底に努めます。
- (5) バス事故の3割を占める車内事故防止に資するため、日本バス協会と協調し「車内事故防止キャンペーン」について地方自治体等の広報掲載の要請を行うとともに、バス利用者に対する「ゆとり乗降」の啓発及び運転者に対する「ゆとり運転」の推進による安全運行の徹底を図ります。特に、大きな割合を占める発車時の車内事故防止について、引続き重点的に取り組みます。
また、乗合バスの発進時優先ルールのパスター等掲示し、利用者並びにマイカー運転者等へ周知していきます。
また、シートベルトの着用について、リーフレットによる啓発やバス出発時の案内等に加え、旅行業界にも協力要請し着用の徹底を図ります。
- (6) バスジャック、テロ対策等、危機管理対策に万全を期するため、日本バス協会の「バスジャック統一マニュアル」及びテロ対策通達について、引続き周知に努めるとともに、必要に応じて関係機関と合同で訓練を実施し、取り組み強化を図ります。
- (7) 大規模な地震等災害に対処するため、日本バス協会が作成した「大規模災害基本対応マニュアル」の周知及び国、地方公共団体とも協力連携して災害時の危機管理や安全防災対策の強化を図ります。

6. 走行環境及び輸送サービスの改善

- (1) 都市部における道路渋滞の解消及びバスの走行環境改善と利用促進を図るため、公共車両優先システム（PTPS）、バス専用レーンの拡充、交差点信号の改良などバス優先・安全対策の拡充及び幹線道路における違法駐車対策の継続強化について、関係行政機関に働きかけを行います。
- (2) 駅前広場、バスターミナル、パークアンドバスライド駐車場等と他の交通機関との結節点の施設整備、観光施設等に付随した観光バス駐車場（乗降場）の拡充確保について引き続き関係機関に働きかけを行います。
- (3) バスの利便性向上を図るため、MaaS や自動運転など IT 技術を活用した取組みなどの情報収集及び周知に努めます。

7. インバウンド（訪日外国人旅行者）の振興

- (1) インバウンドの振興は国政上の最重要課題となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減少となっているが、収束を見据えて訪日外国人旅行者の利便向上等を目指し、外国人旅行者への案内・表記に対する支援等を要請するなど日本バス協会が策定した「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」の実施に向けて適切に対応します。

8. 貸切バス事業振興策の推進

- (1) 「旅行業とバス事業の連携による安全運行等に関する石川連絡協議会」を定期的で開催するとともに、「安全運行パートナーシップ宣言」の遵守等、両業界の連携強化による貸切バス事業の振興に努めます。
また、コロナ禍において、バス需要が大幅に減少し経営環境も大変厳しいものとなっており、観光需要の拡大に向けて旅行業界と連携して取り組みます。
- (2) 平成 26 年度から開始された新運賃・料金制度について、日本バス協会等と協調して更なる制度の定着に向けた取り組みに務めるとともに、地方自治体及び旅行業界等の関係機関に対して更なる周知に努めます。
また、国土交通省では平成 30 年から「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループフォローアップ会合」が開催され、稼働率の向上対策、回送運賃の收受等について検討されているところで、日本バス協会も参画していることから、情報収集等に努めます。
- (3) 利用者が安心して利用できる貸切バスを目指した日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」について、現在 33 会員が認定取得しているところで、更に取得拡大と制度の周知に努めます。

9. 労働問題への対応

- (1) 来年 4 月から改正される働き方改革関連法令の施行により、運転者の残業時間が上限 960 時間以内に規制されることを踏まえて、日本バス協会が策定した「バス事業における働き方改革実現のためのアクションプラン」を着実に取り組むとともに、運転者の年間総実労働時間の短縮及び適切な労務管理実施のための活動や労使交渉に関する連合・私鉄総連等の情報提供を行うなど労働問題に適切に対応します。
また、利用者側となる旅行業事業者並びに学校等教育関係者に対し、周知していきます。
- (2) バス運転者確保対策における大型二種免許取得に関する日本バス協会や厚生労働省の助成金活用等の情報を会員事業者へ提供するとともに、関係機関会議等への参画など関係団体と協調して適切に対応します。
- (3) バス業界の要望によって大型二種免許要件が緩和され、19 才以上と普通免許取得から 1 年引き下げられた「道路交通法の一部を改正する法律案」が一昨年 4 月に成立し、昨年 5 月に施行となっていることから、不足しているバス運転者採用への取組みなどの情報収

集並び周知に努めます。

- (4) 国土交通省が制定し、日本海事協会が認証団体として選定された「運転者職場環境良好度認証制度(働きやすい職場認証制度)」について、求職者が就職先を選ぶ際の参考にするための制度であり、関連の情報収集並びに情報提供に努める。
- (5) 産業雇用安定センターによる在籍型出向や産業雇用安定助成金に係る情報収集並びに周知に努める。

10. 運輸事業振興助成交付金事業の推進

(1) 運輸事業振興助成交付金事業として、次の事業を積極的に推進します。

① 安全運行の確保事業

運転者適性診断・運行管理者一般講習・運輸安全マネジメント認定セミナー・睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査・脳健診(脳ドック・脳MRI健診)・ドライブレコーダー導入・アルコール検知器導入・大型二種免許取得養成・運転者安全研修・貸切バス適正化機関負担金に対する助成事業、運転者安全講習会及び優良運転者認定式、交通安全運動等広報活動等

② 輸送サービス改善事業

日本バス協会に協調した人にやさしいバス導入に係る助成事業、バス停留所・待合所等の整備に係る施設整備費助成事業、「バスの日」関連事業を中心としたキャンペーン活動等

③ 環境対策事業

日本バス協会に協調した環境にやさしいバス・安全なバス導入や地方路線バス及び貸切バスの車両更新(中古車購入)に対する助成事業等

(2) 日本バス協会の中央事業について、会員事業者に対する「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」、「大型二種免許取得養成助成事業」の実施に関し、所定の手続きを行います。

11. 優良運転者認定制度の推進

平成17年度に創設した制度を活用して、認定者拡大による安全意識の高揚に努めます。

12. 「日本バス事業120年記念」事業

令和5年9月20日に「日本のバス事業120周年」を迎えることから、日本バス協会が実施する事業と協調して広報活動等に努めます。

13. 各種受託事業

石川県等から依頼のある各種受託事業について、会員へ情報提供するとともに積極的協力を依頼し、確実に実施できるように努めます。

14. 広報活動の推進等

当協会のホームページの情報内容の拡充及び更新を逐次実施し、バス業界の取組み及び会員情報等広汎な情報提供を行います。

また、バス利用促進キャンペーン等、諸行事の情報発信に努めるとともに、新聞等を通じてバスへの親しみとバス事業への理解を深めてもらうための広報活動も積極的に推進します。

以上、令和5年度事業計画の実施にあたり、資金の借入れ及び設備投資の予定はありません。